

第 10 章 地球温暖化対策

1. 概 要

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、地球全体の気候に大きな変動をもたらします。日本においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして、「パリ協定」が採択されました。その後、我が国は、2021（令和 3）年 10 月 22 日に、2030（令和 12）年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることをパリ協定に基づく我が国の NDC（国が決定する貢献）として決定し、これを国連気候変動枠組条約事務局に提出し、新たな削減目標も踏まえ、同日、地球温暖化対策計画を改定しました。この計画では、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな 2030（令和 12）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

本市においても地球温暖化に向き合う姿勢を示すことが大切であると考え、2020（令和 2）年 11 月 25 日に市民・事業者との協働により地球温暖化対策を進めるため、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、この宣言を踏まえて 2023（令和 5）年 7 月には成田市環境基本計画中間見直しを策定しました。

2. 成田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

成田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、成田市環境基本条例に基づく成田市環境基本計画のうち、地球温暖化対策に関する分野の実施計画です。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び、気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画と位置づけています。

①削減目標

中期目標

基準年度である 2013（平成 25）年度比で市域における二酸化炭素排出量を 46%削減すること。

長期目標

2050（令和 32）年度に市域における二酸化炭素排出量実質ゼロとし、ゼロカーボンシティを実現すること。

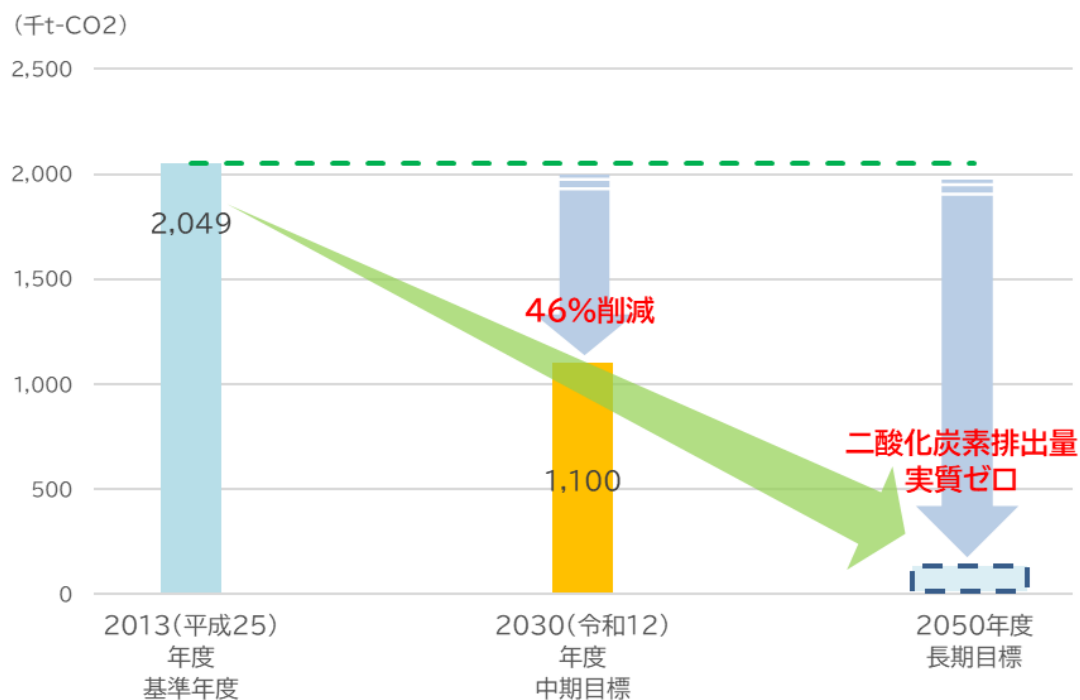


図 2-10-1 CO₂ 排出量削減の中期目標と長期目標

3. 成田市役所エコオフィスアクション（第5次成田市環境保全率先実行計画）

成田市環境保全率先実行計画は、市自らが「成田市環境基本計画」に定める環境配慮行動を率先して実践し「環境にやさしいエコオフィスづくり」を推進していくことを目的に、2002(平成14)年3月に最初の計画（以下、「第1次計画」という。）を策定したものです。

現行の計画は2023(令和5)年7月に策定した「成田市役所エコオフィスアクション（第5次成田市環境保全率先実行計画）」です。

(1) 基本的事項

①計画策定の目的及び位置づけ

本計画の目的は、「環境にやさしいエコオフィスづくり」の推進です。

この目的のため、本市では省エネルギーや省資源、ごみ排出量の削減、環境に配慮した製品の優先購入などの目標に取り組んできました。

温室効果ガス・エネルギー消費

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、都道府県及び市町村がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画を策定すべき旨規定しています。これを本計画中に「成田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として位置づけます。また、本市は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に規定される「特定事業者」に当たります。本計画では、エネルギー使用量についても目標の設定を行います。

本計画の進行管理の中では、温室効果ガスとエネルギー使用量を合わせて集計を行い、組織内での状況を把握し、目標達成へ向けた方策等へフィードバックするとともに、併せて国へ報告すべきデータについても取りまとめを行います。

グリーン購入

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律により、地方公共団体は環境物品等への需要の転換を図るための措置を講じるよう努めることとされています。ついで、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に係る本市の基本方針を「成田市グリーン購入基本方針」として本計画の中に位置づけます。

その他

このほか、本計画では本市の事務事業におけるごみの3Rへ向けた取組み、紙類や上水などに係る省資源などの取組みも含みます。

②現行計画の期間と目標設定

本計画では2023（令和5）年度から2027（令和9）年度の5年間を計画期間とします。

さらに、パリ協定に基づく我が国のNDCに合わせ、2013（平成25）年度を基準年度とし、2027（令和9）年度に加え2030（令和12）年度までの温室効果ガス排出量（市役所分、一般廃棄物溶融分）及びエネルギー消費量（原油換算）の削減目標を設定します。なお、「一般廃棄物溶融分」は一般廃棄物の溶融に伴い排出される温室効果ガス、「市役所分」はそれ以外の温室効果ガスの排出量のことです。

③対象範囲

計画の対象は、本市すべての事務及び事業とします。対象とする施設等は、出先機関を含む全てとします。また、指定管理者制度により外部に運営を委託している施設も対象範囲に含めるものとします。

④目標

表2-10-1 成田市役所エコオフィスアクション（第5次成田市環境保全
率先実行計画）の目標

項目	2013年度 実績	2027年度 目標	増減率	2030年度 目標	増減率
市役所分 (t-CO ₂)	23,434	14,255	▲39.2%	12,468	▲46.8%
一般廃棄物溶融分 (t-CO ₂)	20,084	20,001	▲0.4%	20,001	▲0.4%
エネルギー消費量 (原油換算 kL)	11,183	10,516	▲6.0%	10,442	▲6.6%

(2) 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、環境マネジメントシステムの基本であるPDCAサイクルによる継続的改善の考え方を活用し、全職員の取組を推進するとともに、エネルギー使用量実績及び温室効果ガス総排出量進行管理を行います。

(3) 温室効果ガスの排出量

2023（令和5）年度の温室効果ガス総排出量は42,767 t-CO₂であり、第5次成田市環境保全率先実行計画における基準年度（2013（平成25）年度）と比較し1.7%の削減となりました。分類別にみると「市役所分」は20.1%の削減、「一般廃棄物溶融分」については、19.7%の増加となっています。

表 2-10-2 2023（令和 5）年度温室効果ガス総排出量

(t-CO₂)

区分	2013 年度 実績	2023 年度 実績	(増減率)	2027 年度 目標	2030 年度 目標
市役所分	23,434	18,721	-20.1%	14,255	12,468
一般廃棄物溶融分	20,084	24,045	19.7%	20,001	20,001
合 計	43,518	42,767	-1.7%	34,256	32,469

4. 成田市住宅用省エネルギー設備設置費補助金

成田市では、省エネルギー設備の普及促進・環境への負荷低減・地球温暖化の防止等環境の保全のため、住宅用省エネルギー設備を設置した市民に、予算の範囲内において補助を実施しています。過去 10 年間の実施状況は表 2-10-3 のとおりです。

・CO₂削減効果

2024（令和 6）年 3 月末までに補助を行った 2,411 件の太陽光発電システムの最大出力の合計は、約 11 メガワットであり、排出を抑制できる温室効果ガスを推計すると、1 年間に約 5,600 トン CO₂ の温室効果ガスの排出の抑制効果が見込まれます。

表 2-10-3 住宅用省エネルギー設備補助件数（各年 3 月末現在）

<div> <div>年度</div> <div>対象設備</div> </div>	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
太陽光発電システム	245	195	153	124	143	59	89	110	102	36
燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	7	8	14	23	32	18	30	15	32	11
定置用リチウムイオン蓄電池	15	32	29	25	79	74	111	126	107	99
エネルギー管理システム (HEMS) 機器	15	25	34	31	52	24	31	23	32	26
電気自動車等充放電設備※	1	1	0	0	0	—	—	—	3	9
太陽熱利用システム	—	4	3	4	1	2	0	0	0	0
地中熱利用システム	—	—	1	2	0	0	0	0	0	0
断熱窓	—	—	—	—	—	—	—	8	12	33
電気自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	14	13
プラグインハイブリッド自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5

※2019(令和元)年度に一度廃止しましたが、2022（令和 4）年度に再度、開始しました。

5. 成田市地球環境保全協定

①目的等

事業者の自主的な環境保全策を促進し、事業者と市が協働して環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的として、2013（平成 25）年 4 月 1 日から運用を開始しています。本協定は事業者と市との間で締結するものですが、規制という概念ではなく事業者に自主的に行動してもらうことを目指した協定です。

②対象

市内に事業所があり、そこで事業活動を行っている事業者。

③実施内容

協定を締結した事業者は、協定書に定める環境保全策に取り組むとともにエネルギー使用量等の具体的な削減目標を事業者自身が設定し、その達成状況や改善点等を毎年市に報告します。

④締結事業者数 212 事業者（2025（令和 7）年 1 月末現在）